第三百八十八号中「大字東根甲千三百九十番地の一」を「新田町二丁目一番十号」に改める。
第三百九十五号中「飯富町五千三百十番地」を「青柳町四千六百七十九番地」に改める。
第四百二十三号中「新市四百二十六番地七号」を「里方五百二十一番地一号」に改める。
第四百三十二号中「大正四百七十三番地一」を「古市町十番十四号」に改める。
第四百五十六号中「南房総市上滝田千四百六十一番地」を「木更津市牛袋二百三十一番地」に改める。

第四百八十五号の次に次の四号を加える。

四百八十六	秋田県協和土地改良区	秋田県大仙市協和境字野田四番地	平成二十八年一月	
四百八十七	北秋田市土地改良区	秋田県北秋田市栄字太田九番地二	平成二十八年一月	
四百八十八	小千谷西南土地改良区	新潟県小千谷市千谷川二丁目三番二十六号	平成二十八年一月	
四百八十九	新発田土地改良区	新潟県新発田市小舟町二丁目三番九号	平成二十八年二月	

○農林水産省告示第八百八十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　裕

別表第一北海道の項を次のように改める。

北海道	きたさちほ（※）	日本麺の製造用
	きたほなみ（※）	日本麺の製造用
	きたもえ	日本麺の製造用
	ホクシン（※）	日本麺の製造用
	キタノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	つるきち	パン又は中華麺の製造用
	はるきらり	パン又は中華麺の製造用
	ハルユタカ	パン又は中華麺の製造用
	春よ恋	パン又は中華麺の製造用
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用
	タクネコムギ	醸造用

別表第一秋田県の項を次のように改める。

秋田県	ナンブコムギ	日本麺の製造用
	ネバリゴシ（※）	日本麺の製造用
	銀河のちから	パン又は中華麺の製造用
	ハルイブキ	パン又は中華麺の製造用

別表第一埼玉県の項を次のように改める。

埼玉県	あやひかり（※）	日本麺の製造用
	さとのそら	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	ハナマンテン	パン又は中華麺の製造用

別表第一富山県の項を次のように改める。

富山県	ゆきちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一福井県の項を次のように改める。

福井県	福井県大三号	パン又は中華麺の製造用

別表第一兵庫県の項を次のように改める。

兵庫県	シロガネコムギ	日本麺の製造用
	ふくほのか（※）	日本麺の製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	せときらら	醸造用
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用
		醸造用

別表第一愛媛県の項を次のように改める。

愛媛県	チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用
	せときらら	パン又は中華麺の製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用

別表第一佐賀県の項を次のように改める。

佐賀県	シロガネコムギ	日本麺の製造用
	チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用
	せときらら	パン又は中華麺の製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用

別表第一の備考中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　兵庫県において生産されたゆめちからのうち、加古川市、加古郡稲美町及び加古郡播磨町で生産されたものについてはパン又は中華麺の製造用に対応する別表第六を適用し、その他の市町村で生産されたものについては醸造用に対応する別表第七を適用する。